

見積依頼公告

下記のとおり公告します。

1. 見積書の提出の方法

本件は、「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

2. 見積り合わせに付する事項

(1) 委託業務名称

不動産鑑定評価業務（令和7年度静岡市葵区安東三丁目）

(2) 対象不動産の所在地等

所在地：静岡市葵区安東三丁目6番

区分・数量：土地・745.56平方メートル

(3) 業務の概況

仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年12月1日（月曜日）まで

3. 参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度の財務省競争参加資格（全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」）において「A」「B」「C」「D」のいずれかの等級に格付けされ、「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、本業務の参加申込書等の提出期限までに競争参加資格（全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」）の審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者のうち「A」「B」「C」「D」のいずれかの等級に格付けされ、「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格は、参加申込書等の提出期限までに各省各庁からの「資格審査結果通知書」と同様の参加資格を有することが確認できる者であることを含む。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(6) 不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）は、本業務の参加申込書の提出期限の日から過去3年以内に不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）（以下「法」という。）第40条に規定する懲戒処分を受けていない者であること。

(7) 法第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者（以下「鑑定業者」という。）であって、本業務の参加申込書等の提出期限の日から過去3年以内に法第41条に基づく監督処分を受けていない者であること。

(8) 鑑定業者及び不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）は、本業務の参加申込書等の提出期限の日から過去1年以内に国から不動産鑑定評価等業務に関して適切さを欠くものと認められるとして行政指導（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する行政指導をいう。）を受けていない者であること。

(9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(10) 対象不動産の鑑定評価等を他者から受託したことがなく、今後も他者から受託しないこと。

4. 参加する者に必要な要件

(1) 令和7年7月22日から過去3年間に、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県内のいずれかにおいて、地価公示鑑定評価員の実績を有すること。

(2) 令和7年7月22日から過去3年間に、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県内のいずれかにおいて、新規地代（一般定期借地権）にかかる評価実績を有すること。

ただし、一般定期借地権にかかる新規地代の評価実績がない場合は、事業用定期借地権又は通常の賃貸借における新規地代の評価実績でも可とする。

評価実績は、本件見積り合わせに参加しようとする者の実績であること。

(3) 下記6により参加説明書等の交付を受け、下記7により参加申込を行った者であること。

5. 契約条項等を示す場所

名古屋市中区三の丸三丁目3-1

東海財務局管財部首席国有財産鑑定官

6. 参加説明書等の交付

(1) 交付方法

参加を希望する者は、別添「参加説明書等交付願」を交付場所に持参または郵送のうえ、資料の交付を受けるものとする。

なお、関係資料は電子データ（CD-RW）で交付するが、CD-RWは当局で用意したものを使用するため、提出は不要。

また、郵送による交付を希望する場合は、返信用のレターパック（宛先を記載すること。）を同封のうえ申し込むこと。

(2) 交付場所

上記5に同じ。

(3) 交付期間及び交付時間

イ. 交付期間

令和7年7月22日（火曜日）より令和7年8月6日（水曜日）まで。

（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

ロ. 交付時間

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

(4) 交付資料

参加説明書、仕様書、図面等資料

各種様式（参加申込書、参加要件報告書、誓約書、見積書、委任状、業務の一部再委託の内容、不動産鑑定評価請書（案））

7. 見積書等の提出等

(1) 提出書類

見積書、参加申込書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、参加要件報告書（提出書、報告書）、誓約書（役員等名簿を含む）、委任状（該当する場合）、業務の一部再委託の内容（該当する場合）

(2) 提出期限

令和7年8月7日（木曜日）17時00分まで。

(3) 提出場所

上記5に同じ。

(4) 受付時間

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

(5) 提出方法

提出書類を一括して提出場所へ簡易書留郵便により郵送又は持参する。

なお、提出された書類について審査を行った結果、参加資格がない、もしくは参加要件を満たさないと認めた場合には、速やかにその旨を通知する。

また、提出期限までに提出場所に到達しない場合は無効とする。

8. 契約保証金

免除とする。

9. 見積書の記載金額

契約にあたっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

10. 見積書の無効等

(1) 本公告に示した参加に必要な資格・要件を満たさない者の見積書は無効とする。

(2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。

(3) 参加説明書の指示事項を遵守していない見積書のうち、当局が不相当と認めた見積書は無効とする。

なお、無効な見積書を提出した者を契約相手方としていた場合は、当該決定を取消す。

11. 委託業者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。なお、同額の見積書があった場合は、本見積依頼事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。

また、見積り合わせの結果は、全ての参加者に通知する。

12. 見積り合わせの日

令和7年8月8日(金曜日)（見積り合わせへの立会いは不要とする。）

13. 契約書の作成の可否等

「不動産鑑定評価請書」を提出するものとする。

(注) 「価格等調査ガイドライン」の取扱いに関する実務指針に記載されている「業務の目的と範囲等の確定に係る確認書」（様式は任意）を「不動産鑑定評価請書」の提出に併せて提出すること。なお、当該「業務の目的と範囲等の確定に係る確認書」は、仕様書の内容に則って記載すること。

14. 不動産鑑定評価書の提出期限・場所

(1) 提出期限

審査前不動産鑑定評価書（原稿）提出期限：令和7年10月1日（水曜日）

審査後不動産鑑定評価書（成果品）提出期限：原稿審査後、業務期間内で別途指示する。

(2) 提出場所

上記5に同じ。

15. 参加するにあたっての留意事項

(1) 必要な業務量の積算

仕様書記載事項を遵守するに必要な業務量を積算し参加すること。

業務量及び採算を度外視した低価格での見積りによって、仕様書の内容が遵守できない事態にならないこと。

(2) 仕様書の遵守等

本業務は、国民共有の国有財産の貸付に係る重要な鑑定評価業務であることを認識し、仕様書の内容を遵守した鑑定評価業務をすると共に、不動産鑑定評価書の品質確保に努めること。

そのため、仕様書を熟読し、業務に係る仕様を十分に理解、了知し、仕様書の内容が遵守できるかどうか確認のうえ参加すること。また、参加にあたっては、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者としての処理能力を超えない範囲内で行うこと。他の不動産鑑定業者との業務提携による参加は認めない。

(3) 不動産鑑定評価書の審査

不動産鑑定評価書の提出後に当局による審査を行う。この審査は財務省通達（国有財産評価基準について（平成13年3月30日付財理第1317号））に基づくもので、事実関係等の誤認の是正及び鑑定評価書の内容についての疑問点、不明点の確認に対する回答等を要請するものであり、当局からの要請に分かりやすい回答等を行うこと。また、それに要する費用は受託者の負担となることに留意すること。

(4) 契約解除及び措置要求

提出された不動産鑑定評価書が不動産鑑定評価基準に則っていない等、その内容等の根幹部分に不備が認められ当局の検査に合格しなかった場合等には、契約を解除することがある。契約を解除した場合には、鑑定手数料の支払いは行わない。

また、不当な鑑定評価に該当するものとして、国土交通大臣等に対して、法第42条に規定する措置の要求を行うことがある。

(5) 第三者への開示

第三者から行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき不動産鑑定評価書（成果品）の開示請求を受けた場合は、第三者へ上記法律に基づき不開示部分を設定したうえで開示する必要があることに留意すること。

16. 見積り合わせ結果の閲覧

見積り合わせ結果については、履行期限経過後、上記5の場所において閲覧に供する。

17. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。

(2) 使用する通貨は、日本国通貨である円に限る。

(3) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。

(4) 具体的な手続きは、参加説明書による。

(5) 不明な点については、東海財務局管財部首席国有財産鑑定官に照会すること。

電話番号052-951-2856（ダイヤルイン）

以上公告する。

令和7年7月22日

支出負担行為担当官

東海財務局総務部次長

黒井 隆宏

別添

参加説明書等交付願

令和7年7月22日付見積依頼公告にかかる参加説明書等の資料について交付願います。

令和 年 月 日

郵便番号：

所在地：

商号又は名称：

担当者名：

電話番号：

- ※1. 参加説明書等の資料を請求する場合は、本紙に必要事項を記入のうえ、公告6及び7の内容に留意して、所定の場所に提出してください。
2. 本紙を提出し、参加説明書等の交付を受けた者以外は、参加を申し込むことはできません。